令　和　８　年　度

安房保健所（安房健康福祉センター）

事　業　概　要

（令和８年度実績　令和８年４月１日～６月３０日現在）
※一部事業で７月３１日実績あり

目　　次

１　　概要　…… １

２　　管内人口の年次推移　…… ２

３　　管内人口の年齢構成（年齢３区分別）…… ３

４　　年齢５歳階級別人口構成図　…… ４

５　　機構並びに事務内容　…… ５

６　　職員数　…… ６

７　　各課の事業概要及び実績

（１）総務企画課
　１　医務・薬務　…… ９
　２　企画　……１４

（２）地域保健課
　１　保健事業・医療費助成　……１８
　２　栄養改善事業　……２３
　３　精神保健福祉事業　……２７

（３）地域福祉課
　１　福祉事業　……２９
　２　生活保護関係　……３２

（４）健康生活支援課
　１　疾病対策　……３５
　２　食品衛生　……３８
　３　狂犬病予防・動物愛護管理……３９
　４　環境衛生　……４０

（５）検査課　……４１

（６）食品機動監視課　……４４

１　概　　要

当保健所は、安房郡市４市町｛面積５７５.９ｋ㎡（令和８年４月１日現在）　人口１１１，６１０人（令和８年４月１日現在)｝を管轄している。管内面積は県下１３保健所の中で、君津、印旛に次いで３番目の広さであるが、管内人口は、夷隅、香取に次いで３番目に少ない。

管内人口（２ページ参照）は減少傾向にある。年齢３区分別の人口構成（３ページ参照）では、年少人口割合、生産年齢人口割合ともに千葉県全体と比較して低く、老年人口割合（高齢化率）は４３．６％と夷隅地域に次いで２番目に高い数値となっている。５歳階級別の人口構成（４ページ参照）では、生産年齢人口５４，５１４人のうち５０歳以上が４割を占めている状況である。

当保健所管内は、温暖な気候から観光業が盛んで、年間を通じて多くの観光客が訪れる。旅館・民宿等の宿泊施設やレジャー施設も多く、食品衛生・環境衛生対策を推進している。

また、東日本大震災や令和元年房総半島台風など、「これまでに経験したことのないような」自然災害が国内で相次いでおり、市や町をはじめとする関係機関と協働して災害医療対策に取り組んでいる。

感染症対策については、毎週メールマガジンを通じて、管内市町、医療機関等に管内の発生状況を情報提供するとともに、施設内で集団発生があった場合の対応や後遺症に関する相談業務を行っている。

さらに、住民ニーズの多様化や児童虐待・ドメスティックバイオレンス（ＤＶ）問題等、地域の保健・福祉を取り巻く状況は高度化、複雑化していることから、相談者の事情に応じたきめ細かな相談活動を実施している。

以上のような取り組みをはじめ、地域における公衆衛生や地域保健福祉の増進に向け、職員の研鑽はもとより関係機関と連携し事業を推進している。

２　管内人口の年次推移

年別	総 数	男	女
昭和45年	169, 661	81, 135	88, 526
昭和50年	168, 264	80, 688	87, 576
昭和55年	165, 911	79, 663	86, 248
昭和60年	163, 190	78, 346	84, 844
平成2年	157, 365	75, 240	82, 125
平成7年	152, 179	72, 511	79, 668
平成12年	146, 740	69, 740	77, 000
平成17年	141, 543	67, 135	74, 408
平成22年	140, 297	67, 047	73, 250
平成27年	132, 451	63, 444	69, 007
令和2年	123, 349	59, 329	64, 020
令和4年	119, 542	57, 582	61, 960
令和5年	117, 723	56, 686	61, 037
令和6年	115, 654	55, 684	59, 970
令和7年	113, 669	54, 716	58, 953
令和8年	111, 610	53, 765	57, 845

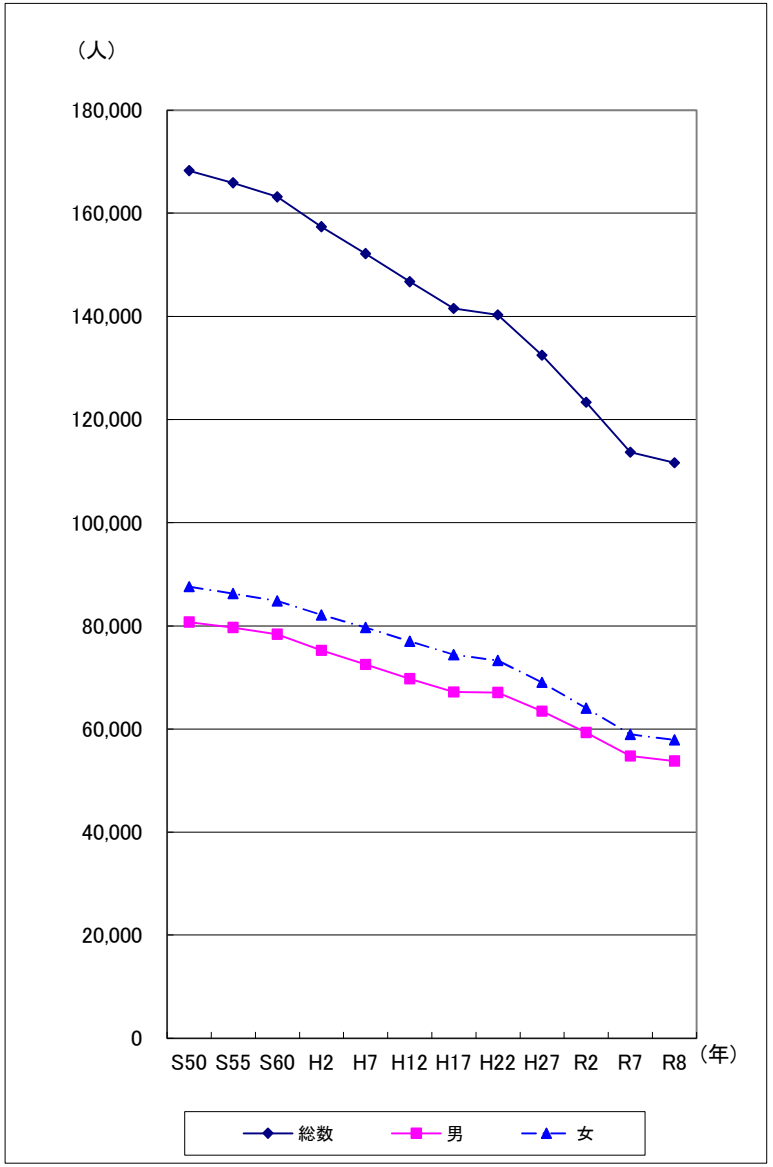

資料：千葉県年齢別・町丁字別人口（登録人口）（令和8年４月１日現在）

３　管内人口の年齢構成（年齢3区分別）

	総人口	年少人口（0～14歳）	%	生産年齢人口（15～64歳）	%	老年人口（65歳以上）	%
千葉県	6,313,274	678,959	10.8	3,889,214	61.6	1,745,101	27.6
管内合計	111,610	8,391	7.5	54,514	48.8	48,705	43.6
館山市	42,537	3,424	8.0	21,550	50.7	17,563	41.3
鴨川市	29,478	2,311	7.8	15,310	51.9	11,857	40.2
南房総市	33,117	2,290	6.9	14,820	44.8	16,007	48.3
鋸南町	6,478	366	5.6	2,834	43.7	3,278	50.6

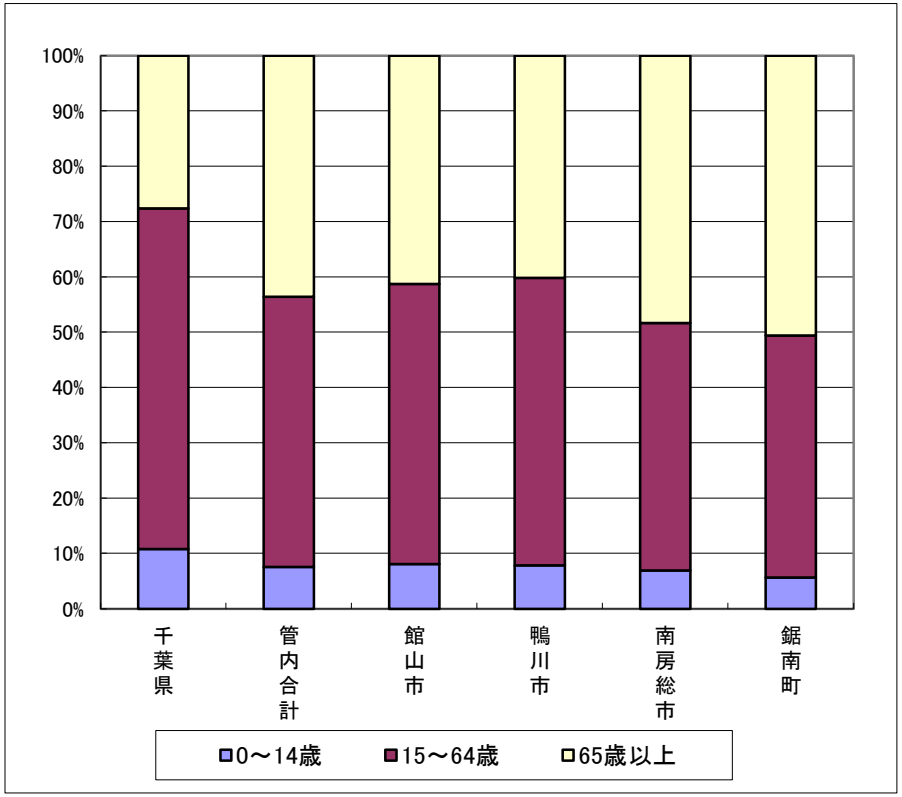

資料：千葉県年齢別・町丁字別人口（登録人口）（令和８年４月１日現在）

4　年齢５歳階級別人口構成図

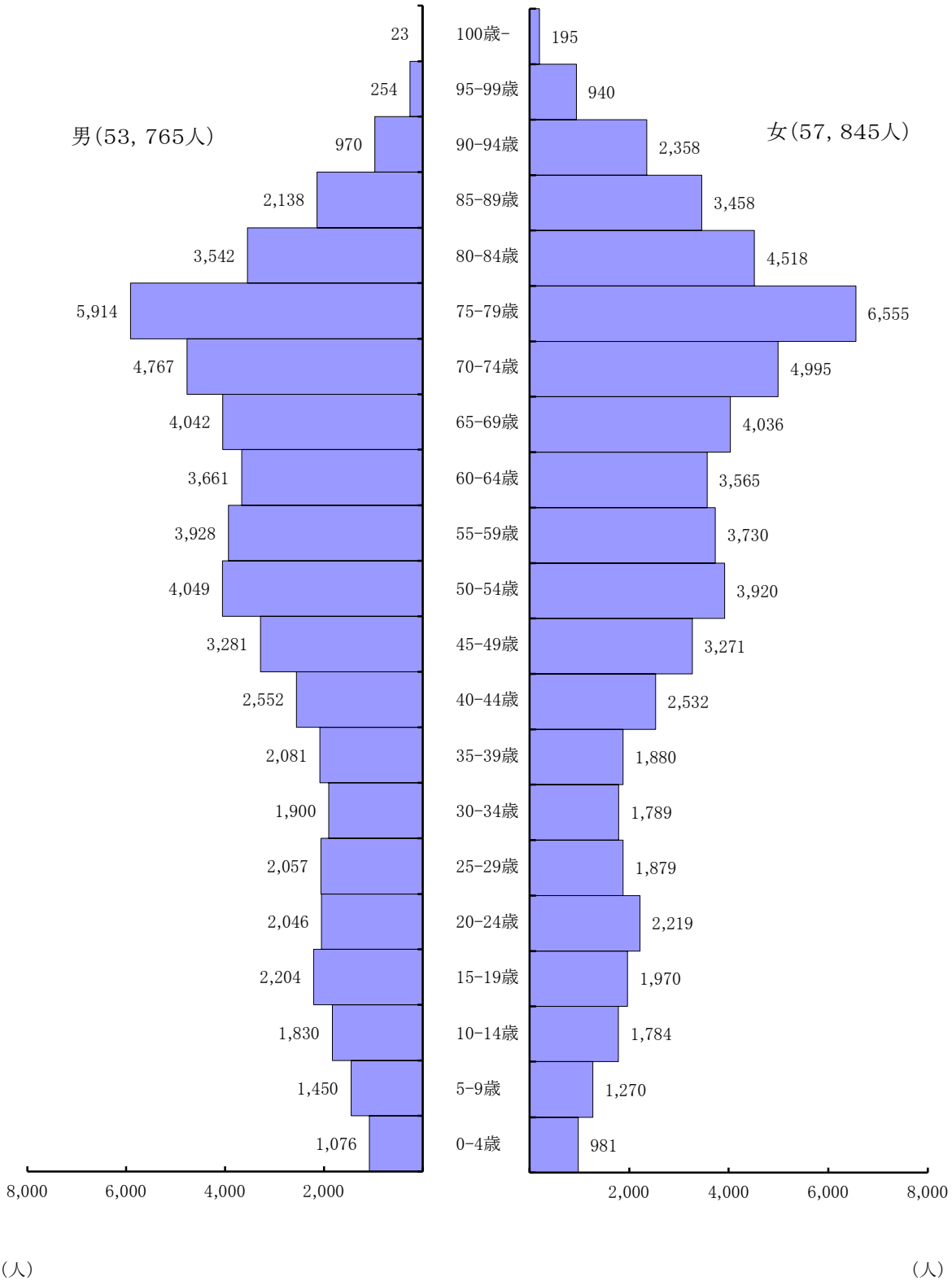

資料：千葉県年齢別・町丁字別人口（登録人口）（令和８年４月１日現在）

5　機構並びに事務内容

（令和8年6月30日現在）

センター長
（兼）保健所長（技）
1名（1）

副センター長
（兼）次長（事）
副センター長
（兼）次長（技）
副センター長
（兼）次長（技）
（鴨川地域保健センター）
3名

- 総務企画課　6名
  1. 人事，給与，歳入，歳出，庁舎管理，福利厚生等庶務に関すること
  2. 医療法，医師法，歯科医師法及び歯科衛生士法に関すること
  3. あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師等に関する法律及び柔道整復師法に関すること
  4. 診療放射線技師法，歯科技工士法，臨床検査技師等に関する法律，理学療法士及び作業療法士法及び視能訓練士法に関すること
  5. 死体解剖保存法に関すること
  6. 医薬品医療機器等法，毒物及び劇物取締法，覚醒剤取締法，麻薬及び向精神薬取締法，採血及び供血あっせん業取締法及び薬剤師法に関すること
  7. 献血の推進に関すること
  8. 保健師，助産師，看護師，栄養士等の身分に関すること
  9. 地域保健の総合的推進に係る調査，研究及び企画調整に関すること
  10. 保健，医療及び福祉に関する総合相談窓口に関すること
  11. 保健，医療及び福祉に関する情報の収集，整理及び活用に関すること
  12. 人口動態調査等衛生統計及び調査に関すること
  13. 広報及び啓発に関すること
  14. 災害対策に関すること
- 地域保健課　22名（12）
  1. 保健師事業に関すること
  2. 母子保健対策に関すること
  3. 成人保健対策及び老人保健対策に関すること
  4. 難病対策に関すること
  5. 肝炎対策に関すること（医療費助成関係）
  6. 歯科保健対策に関すること
  7. 母体保護法に関すること
  8. 健康増進法に関すること
  9. 調理師法に関すること
  10. 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること
- 地域福祉課　5名（1）
  1. 児童福祉法，老人福祉法，身体障害者福祉法，知的障害者福祉法に関すること
  2. 児童扶養手当及び特別児童扶養手当等各種福祉手当に関すること
  3. 母子寡婦福祉に関すること
  4. 介護保険に関すること
  5. 家庭児童の相談指導，ＤＶ相談に関すること
  6. 生活保護法に関すること
  7. 行旅病人及び行旅死亡人取扱法に関すること
- 健康生活支援課　13名（1）
  1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関すること
  2. 予防接種法の施行に関すること
  3. 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律の施行に関すること
  4. 食品衛生法及び食品表示法（アレルゲン、消費期限、添加物等の表示に係るものに限る）の施行に関すること
  5. 製菓衛生師法の施行に関すること
  6. ふぐの取扱い等に関する条例の施行に関すること
  7. 狂犬病予防法の施行に関すること
  8. 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関すること
  9. 千葉県動物の愛護及び管理に関する条例の施行に関すること
  10. 理容師法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、クリーニング業法及び美容師法の施行に関すること
  11. 水道法（水質基準並びに専用水道及び簡易専用水道に係るものに限る）の施行に関すること
  12. 千葉県小規模水道条例の施行に関すること
  13. 温泉法の施行に関すること
  14. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行に関すること
  15. 化製場等に関する法律の施行に関すること
  16. 遊泳用プールの衛生に関すること
  17. 飲用井戸等の相談及び指導に関すること
  18. 住居衛生に関すること
  19. 住宅宿泊事業法の施行に関すること
  20. 健康危機対策（感染症、食中毒）に関すること
- 検査課　3名
  1. 細菌検査に関すること
  2. 臨床検査に関すること
  3. 食品衛生検査に関すること
  4. 精度管理事業に関すること
- 食品機動監視課　3名
  1. 食品衛生法の施行に関すること
  2. 食品監視計画に関すること
  3. 食品収去計画に関すること
  4. 食品監視業務に関すること
- 鴨川地域保健センター　12名
  - 総務企画課の企画関係，地域福祉課・検査課の業務を除く全ての業務

注１　（）は兼務職員を再掲
注２　臨時的任用職員、育休任期付職員を含む（育休中職員含めず）

6　職員数

職員数（安房健康福祉センター）

（令和8年6月30日現在）

課・班名 ＼ 職種名		課・班別								
		センター長	副センター長	総務企画課	地域保健課	地域福祉課	健康生活支援課	検査課	食品機動監視課	計
計		1(1)	2	6	22(12)	5 (1)	13 (1)	3	3	55 (15)
事務職員		－	1	3	1	5 (1)	－	－	－	10 (1)
技術職員		1(1)	1	3	21(12)	－	13 (1)	3	3	45 (14)
その他職員		－	－	－	－	－	－	－	－	0
技術職員の内訳	医師	1(1)	－	－	－	－	－	－	－	1 (1)
	獣医師	－	－	－	－	－	3	－	－	3
	薬剤師	－	－	2	－	－	1	－	2	5
	保健師	－	1	－	5	－	3	－	－	9
	看護師	－	－	1	－	－	1	－	－	2
	管理栄養士	－	－	－	2	－	1	－	－	3
	臨床検査技師	－	－	－	－	－	1	3	－	4
	診療放射線技師	－	－	－	－	－	1 (1)	－	－	1 (1)
	その他の技師	－	－	－	14(12)	－	2	－	1	17 (12)
再掲										
〔薬事監視員〕		1(1)	－	2	－	－	－	－	－	3 (1)
〔食品衛生監視員〕		1(1)	－	－	－	－	6	－	3	10 (1)
〔環境衛生監視員〕		1(1)	－	－	－	－	7	－	－	8 (1)
職名別	センター長	1(1)	－	－	－	－	－	－	－	1 (1)
	副センター長	－	2	－	－	－	－	－	－	2
	課長	－	－	－	1	1	1	1	1	5
	副主幹	－	－	－	1	－	1	－	－	2
	主査	－	－	－	－	－	1	－	－	1
	上席専門員	－	－	－	1	－	2 (1)	－	－	3 (1)
	副主査	－	－	－	－	3 (1)	－	－	－	3 (1)
	専門員	－	－	－	1	－	2	1	1	5
	主任技師	－	－	1	－	－	－	－	－	1
	技師	－	－	2	3	－	5	1	1	12
	主事	－	－	3	1	1	－	－	－	5
	主任上席精神保健福祉相談員	－	－	－	1(1)	－	－	－	－	1 (1)
	上席精神保健福祉相談員	－	－	－	3(3)	－	－	－	－	3 (3)
	精神保健福祉相談員	－	－	－	10(8)	－	－	－	－	10 (8)
	主任動物指導員	－	－	－	－	－	1	－	－	1

注１　（ ）は兼務職員を再掲

注２　臨時的任用職員、育休任期付職員を含む（育休中職員含めず）

職員数（鴨川地域保健センター）

（令和8年6月30日現在）

業務別 / 職種名		業務担当別 副センター長	総務	地域保健・疾病対策	生活衛生	計
計		1	2	5	5	13
事務職員		－	1	－	－	1
技術職員		1	1	5	5	12
その他職員		－	－	－	－	0
技術職員の内訳	獣医師	1	－	－	1	2
	薬剤師	－	1	－	3	4
	保健師	－	－	4	－	4
	看護師	－	－	－	－	0
	管理栄養士	－	－	1	－	1
	臨床検査技師	－	－	－	1	1
	診療放射線技師	－	－	－	－	0
	その他の技師	－	－	－	－	0
	再　掲					
	〔薬事監視員〕	－	1	－	－	1
	〔食品衛生監視員〕	1	1	－	4	6
	〔環境衛生監視員〕	1	1	－	5	7
職名別	副センター長	1	－	－	－	1
	副主幹	－	－	－	1	1
	主査	－	1	－	－	1
	上席専門員	－	－	－	－	0
	副主査	－	－	－	－	0
	主任保健師	－	－	2	－	2
	専門員	－	－	1	1	2
	主任技師	－	1	－	1	2
	技師	－	－	2	2	4
	主事	－	－	－	－	0
	精神保健福祉相談員	－	－	－	－	0
	主任動物指導員	－	－	－	－	0

７　　各課の事業概要及び実績

（１）総務企画課

１　医務・薬務

課名　　総務企画課　（令和８年７月３１日現在）

事業名	当年度の事業計画	左の実績（進捗状況）
医療機関立入検査事業	医療法第２５条の規定による医療施設の立入検査等 １　病院については、年１回全施設（１５病院）を実施する。 ２　有床診療所等については、５年に１度の計画で立入検査を実施し、他の施設については、新規開設時及び随時に立入検査を実施する。	 １５病院に対する立入検査は令和８年９月末から１２月に実施予定。 有床診療所等に対する立入検査は、令和８年１１月から令和９年２月に実施予定。
薬事監視指導事業	１　医薬品医療機器等法第６９条に基づき、薬局，医薬品販売業，高度管理医療機器販売・貸与業等に対し、年１回立入検査を実施する。 ２　毒物及び劇物取締法第１８条に基づき、毒物劇物販売業者に対し、年１回立入検査を実施する。	３５施設の立入検査を実施し、２０施設に違反があった。 （詳細１１ページ） ３１施設の立入検査を実施し、９施設に違反があった。 （詳細１２ページ）
薬物乱用防止事業	１　不正大麻・けし撲滅運動を実施し、不正「大麻」及び「けし」を除する。 ２　千葉県薬物乱用防止指導員安房保健所地区協議会を開催し、薬物乱用防止のため広報活動を推進する。 ３　薬物乱用防止教室を実施し、違法薬物や市販薬オーバードーズの心身への危険性を啓発する。	令和８年４～６月に、法律で栽培が禁止されている「けし」を５５４本抜去した。 令和８年５月２８日に安房合同庁舎で地区協議会を開催した。 令和８年６月２８日に館山市及び鴨川市内の店舗で、薬物乱用防止指導員の協力のもと街頭啓発活動を行った。 令和８年７月１４日、安房拓心高等学校で生徒２９２名に対して実施した。
献血推進事業	全ての血液製剤等を献血により確保するとともに、血液製剤の安定的な供給体制の確立のため、市町・関係団体と連携を保ち、目標数確保に努める。	献血目標に対する達成率 ２００ml献血　４９％ ４００ml献血　６１％　（詳細１３ページ）

医務薬務関係施設数

課名　　総務企画課　　（令和８年７月３１日現在）

種別 / 市町	医療								薬事								毒物劇物			
	病院	一般診療所	歯科診療所	助産所	あん摩・はり・きゅう師施術所	柔道整復師施術所	歯科技工所	計	薬局	店舗販売業	卸売販売業	薬種商販売業	医薬品製造業等	高度管理医療機器販売・貸与業	業務上取扱施設	計	毒物劇物製造業	毒物劇物販売業	業務上取扱施設	計
館山市	5	45	21	2	30	16	11	130	30	14	3	0	0	28	130	205	0	19	0	19
鴨川市	6	17	8	0	20	12	8	71	15	11	5	0	0	23	71	125	0	17	0	17
南房総市	3	22	12	3	22	8	9	79	16	8	0	0	0	7	79	110	0	10	0	10
鋸南町	1	4	3	0	5	2	0	15	3	2	0	0	0	0	15	20	0	3	0	3
計	15	88	44	5	77	38	28	295	64	35	8	0	0	58	295	460	0	49	0	49

薬事監視状況

課名　総務企画課　（令和８年７月３１日現在）

区分／種別	立入検査施設数	違反施設数	違反理由											措置件数							告発件数
			無許可業	無許可品	虚偽誇大広告等	毒劇薬の譲渡	毒劇薬の貯蔵陳列	処方せん医薬品譲渡記録等	構造設備の不備	販売体制等の不備	薬局等の管理者に係る違反	その他	計	行政処分	始末書	誓約書	報告書	説諭	指導	計	
薬局	13	11									13	2	15						11	11	
店舗販売業	10	6							1		5	1	7						6	6	
卸売販売業													0							0	
薬種商販売業													0							0	
医薬品製造業等													0							0	
高度管理等医療機器販売・貸与業	12	3									3	1	4						3	3	
業務上取扱施設													0							0	
計	35	20	0	0	0	0	0	0	1	0	21	4	26	0	0	0	0	0	20	20	0

毒物劇物監視状況

課名　　総務企画課　　（令和８年７月３１日現在）

区分／種別	立入検査施設数	違反施設数	違反理由								措置件数							告発件数
			無登録・無届業者	登録基準	取扱責任者	貯蔵陳列場所	貯蔵陳列場所の表示	譲渡交付手続	その他	計	行政処分	始末書	誓約書	報告書	説諭	指導	計	
薬局	0	0								0							0	
医薬品販売業	2	1						1		1						1	1	
農業協同組合	14	2						2		2						2	2	
種苗店	6	5			1	1		4		6						5	5	
その他	9	1						1		1						1	1	
業務上取扱施設										0							0	
計	31	9	0	0	1	1	0	8	0	10	0	0	0	0	0	9	9	0

管内市町別献血状況一覧

課名　　総務企画課　　（令和８年７月３１日現在）

区分 / 市町	実績		目標		達成率	
	２００ｍｌ献血	４００ｍｌ献血	２００ｍｌ献血	４００ｍｌ献血	２００ｍｌ献血	４００ｍｌ献血
館山市	11	463	16	540	69%	86%
鴨川市	5	192	12	385	42%	50%
南房総市	3	109	9	306	33%	36%
鋸南町	0	21	2	55	0%	38%
計	19	785	39	1,286	49%	61%

２　企画

課名　　総務企画課　（令和８年６月３０日現在）

事業名	当年度の事業計画	左の実績（進捗状況）
地域保健の総合的推進に関する企画調整	１　安房健康福祉センター運営協議会の開催 地域保健法第１１条に基づき、所管区域内の地域保健および保健所運営に関する事項の審議を行う。	令和８年１０月２日（金）開催予定
	２　安房地域保健医療連携・地域医療構想調整会議の開催 県保健医療計画の改定や地域医療構想等の保健医療施策について関係者が協議をする場として設置。	第１回：令和８年８月２５日（火）開催予定 主な議題　新たな地域医療構想の策定について 千葉県保健医療計画の中間見直しについて 医療機関毎の具体的対応方針について　等 第２回：令和８年１０月中旬から１１月中旬開催予定 第３回：令和９年３月上旬から３月下旬開催予定
調査・研究の推進	１　保健統計調査 （１）病院報告の実施 （２）医療施設動態調査 （３）医療施設静態調査 （４）患者調査 （５）受療行動調査	（１）病院１５施設　毎月実施 （２）全医療施設　毎月実施 （３）全医療施設　１０月実施 （４）厚生労働省選出医療機関　１０月実施 （５）厚生労働省選出医療機関　９月実施
情報の収集・整理及び提供	１　人口動態調査(指定統計調査)の実施	毎月実施
	２　事業年報等の発行	事業年報　令和７年度版 令和８年９月にホームページに掲載予定 安房保健所だより（令和８年２月発行分にて終了） 第５８号　令和８年２月発行 発行部数　４，０００部 配布方法　管内市町への配布、公共機関や医療機関の窓口等での配布
	３　ホームページ及び総合相談窓口による情報の提供	ホームページを随時更新

課名　総務企画課　（令和８年６月３０日現在）

事業名	当年度の事業計画	左の実績（進捗状況）
地域保健従事者等への研修	１　医学部・看護学部学生等の実習 医師、保健師、管理栄養士等を目指す学生実習の受入れを行う。	合同オリエンテーション 前期：令和８年４月２１日（火）　２６名 後期：令和８年９月１５日（火）　１８名（予定） 獨協医科大学　医学部（９月１６日～１７日予定） ２日間　１名 千葉大学　看護学部（５月２５日～２６日） ２日間×１班　６名 （１１月予定）　２日間×１班　７名 （１２月予定）　２日間×１班　７名 千葉科学大学　看護学部（９月１日～２日予定） ２日間×１班　５名 亀田医療大学　看護学部　２日間×１班　６名 （１０月予定）
地域防災対策	１　災害医療体制の整備 千葉県災害医療救護計画に定められている災害医療体制の整備を図るため関係機関との会議や研修を実施している。 （１）　関係機関との会議や研修の実施 ・地域災害医療に係る市町及び三師会との意見交換会 当地域の災害医療体制の整備に向け、管内市町担当者及び三師会（安房医師会、安房歯科医師会、安房薬剤師会薬業会）との意見交換を実施。	管内市町担当者との意見交換会 令和７年１２月２２日（月）開催 （議題）救護所の設置体制について 福祉避難所の設置について 老人福祉施設等の被災状況の把握について　等 三師会との意見交換会 令和８年２月２７日（金）開催 （議題）災害時の医療救護活動に関する各市町との協定について 救護所の設置・運営について 死体の検視・検案について　等

課名　総務企画課　（令和８年６月３０日現在）

事業名	当年度の事業計画	左の実績（進捗状況）
地域防災対策	・安房地域合同救護本部立上訓練	令和８年１０月３日（土）実施予定 安房地域医療センターの病院訓練と併せて実施し、 管内市町、医師会等の関係団体が参加予定。 （内容）EMIS入力訓練、関係機関との通信訓練　等
	・安房地域災害担当者等研修会	令和８年１２月１７日（木）　開催予定 基幹災害拠点病院である亀田総合病院との共催により、 管内医療機関、社会福祉施設、行政機関等が参加予定。 （内容）災害図上訓練DIG・意見交換　等
	（２）　管内市町の災害医療対策会議への参加	なし
	（３）　災害用備蓄医薬品・医療資材の備蓄	年３回、期限切れ医薬品等の更新作業を実施 （８月、１１月、２月）
危機管理対策	２　千葉県災害対策本部安房支部運営要綱に基づく体制整備	配備体制表等の作成
	（１）　情報伝達訓練の実施	令和８年４月２８日実施（第１回）
	（２）　EMIS,防災行政無線等の所内説明会	令和８年４月３０日実施
	（３）　アクションカードの策定	令和８年６月策定

（２）地域保健課

1　保健事業・医療費助成

課名　　地域保健課　　（令和８年６月３０日現在）

事業名	当年度の事業計画	左の実績（進捗状況）
保健師関係指導事業	保健師就業状況　　５６　人 安房保健所　１３　人 管内市町　　４３　人	保健所　（副センター長１、地域保健課５、健康生活支援課３、 鴨川地域保健センター４） 市　町　（館山市１４、鴨川市１２、南房総市１５、鋸南町２）
	1　看護管理者研修	看護管理者研修会　　令和８年１２月頃実施予定
	2　管内保健師現任教育	令和８年度管内保健師業務連絡研究会 令和８年５月１２日実施 （内容：事業計画、管内保健師の配置状況、活動計画の共有と情報交換等） 令和８年７月１７日実施 令和８年１０月１３日実施予定 令和９年１月１３日実施予定
		統括的立場等にある保健師連絡会議　　令和８年１０～１１月実施予定
	3　所内保健師研究会	随時開催（３回開催）月１回程度開催予定 保健活動・事業計画、業務研究、災害対策等
	4　市町保健活動支援事業	在宅難病患者の災害時の支援に関する意見交換会（鴨川市）　１回 館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町地域自立支援協議会 （子ども部会）　１回 館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町地域自立支援協議会 （医療的ケア児等支援ワーキンググループ）　１回 鋸南町児童虐待当防止ネットワーク協議会実務者会議　１回 南房総市要保護児童対策地域協議会実務者会議　１回 館山市要保護児童対策地域協議会実務者会議　２回 鋸南町乳幼児健診への保健活動支援　３回 ・鋸南町の看護職員の減少により保健所へ保健師派遣依頼があり、令和７年４月から業務支援を開始 ・乳幼児健診は毎月１回開催され、保健所より保健師を３～４名派遣 ・身体計測や保健指導等を実施 ・乳幼児健診を滞りなく適切に行えるよう、安全面等に配慮しながら実施中

課名　　地域保健課　　（令和８年６月３０日現在）

<table>
<tr><th>事業名</th><th>当年度の事業計画</th><th>左の実績（進捗状況）</th></tr>
<tr><td>母子保健事業</td><td>１　母子保健推進協議会

２　母子保健に関する研修会・会議・連絡会

３　専門相談事業
　広域的・専門的母子保健相談事業の実施

４　小児慢性特定疾病等長期療養児への療育支援</td><td>母子保健推進協議会　　令和９年１月実施予定
＊令和７年度は「５歳児健診の検討を含む就学に向けた発達支援について」をテーマに取組む。今年度のテーマは検討中。

母子保健担当者会議
第１回　令和８年５月２０日実施
議題：事業計画、こども家庭センターの現状、サポートプラン、
母子保健分野における災害対策、乳幼児の歯科保健対策等
第２回　令和８年１０～１１月実施予定
母子保健従事者研修会
第１回　令和８年１１月２日実施予定
講演「サポートプランを活用した子どもへの支援について（仮）」
第２回　令和８年１２月実施予定
テーマについては検討中

<table><tr><th rowspan="2">相談内容</th><th rowspan="2">相談
予定回数</th><th rowspan="2">実施
回数</th><th colspan="2">参加者数</th></tr><tr><th>実</th><th>延</th></tr><tr><td>思春期相談</td><td>１１</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr></table>
小児慢性特定疾病医療支援認定患者　３４人

療育支援　訪問相談　２件
面接相談　２件
電話相談　１０件</td></tr>
</table>

課名　　地域保健課　　（令和８年６月３０日現在）

事業名	当年度の事業計画	左の実績（進捗状況）
成人・老人保健事業	1　安房保健所管内地域・職域連携推進事業 テーマ：「ロコモティブシンドローム予防」 テーマ選定の経緯：コロナで運動不足、肥満の現状がある他、生活習慣アンケート（令和元年）では他地域と比較し運動や日ごろから体を動かすようにしている人が少ないとの結果があった。 実施計画：令和4年度～令和9年度（6年間） 実施内容：協議会（１回/年）、作業部会（2回/年） 共同事業 ・普及啓発…HP、保健所だより、地域新聞、啓発リーフレット配布、あわロコ体操動画作成予定 ・事業所介入…健康講話、ロコモ度テスト等 ・イベント実施…イオンタウンとの定期イベントを企画し、ロコモ度テスト実施 ・住民ボランティア育成…イオンタウン館山のイベントにてロコモ度テストなどを実施	安房保健所管内地域・職域連携推進事業の実施 協議会　令和９年２月実施予定 作業部会（第１回）　令和８年６月２９日実施 （議題：事業計画、実態調査、イベント・講演会、ロコモレシピ集の活用等） （第２回）　令和８年１０月実施予定 共同事業 [イベント]イオンタウン館山で２カ月毎に「健康チャレンジデー」として関係機関と共に定期イベントを実施し、ロコモ度テストを実施し啓発する予定 ・令和８年４月２９日実施　１６２人 そだてタウンイオンタウン館山（内容：子ども、大人のロコモ度測定） ・令和８年６月２１日実施　７３人 ウォーキング効果UP講座（内容：薬剤師・理学療法士による講話他大人のロコモ度測定） ・令和８年８月１１日実施予定 自由研究お助け隊！親子で学ぶ健康講座 ・令和８年１０月３１日実施予定 食育クイズラリー ・令和８年１２月２６日実施予定 ココロと体の疲れをほぐす、ストレッチとアロマ体験 ・令和９年２月２８日実施予定 あわロコ体操プレ公開イベント ＊地域の商業施設等と連携したイベント回数を増やし、関係団体と協働し、内容を更に充実することで、地域住民の健康づくりの機会を拡大中。 【あわロコ体操動画（令和９年３月末までに完成予定）】 ＊健康運動指導士の考案により、短時間で安全に実施できる効果的な体操を作成し、管内の名所等で動画撮影を行い“安房らしさ”をPRし、体操を通じて運動への心理的ハードルを下げ、運動習慣の地域への浸透を目指す。

課名　　地域保健課　　（令和８年６月３０日現在）

事業名	当年度の事業計画	左の実績（進捗状況）
成人・老人保健事業	２　一人ひとりに応じた健康支援事業 ３　自殺予防対策事業 ４　がん健診の受診率向上のための事業 がん検診率向上を目的に、市町の保健推進員等を対象にがん検診推進員育成講習会を安房、君津、市原保健所の輪番制で実施している。 ５　受動喫煙対策 受動喫煙対策に関する法規制内容等の周知啓発を進めるほか、義務違反については県民等からの情報提供等により、施設の管理権原者に対して適切な助言・指導等を行い、法違反状態の早期是正に働きかけている。	健康相談　　５人 令和７年度　チラシを活用し啓発普及を行う リーフレット「あなたのこころ元気ですか？」の配布 安房地域心の健康のつどい　３００部配布予定 令和８年度　がん検診推進員育成講習会の開催 実施日時：令和８年１１月１６日（月）午後２時～午後４時　実施予定 実施場所：安房合同庁舎 「安房、市原、君津ブロック」講習会　担当：安房保健所 啓発物配布 所内窓口：ウェットティッシュ 食品営業許可証申請時：受動喫煙対策実施ガイド 通報・相談件数：１件
肝炎対策事業	１　千葉県肝炎治療特別促進事業 Ｂ型及びＣ型ｳｨﾙｽ肝炎の治癒を目的として行うｲﾝﾀｰﾌｪﾛﾝ治療、核酸アナログ製剤治療及びｲﾝﾀｰﾌｪﾛﾝﾌﾘｰ治療に係る医療費の助成を行う。	肝炎治療受給者証交付者数 核酸アナログ製剤治療　　５０人 インターフェロンフリー治療　　２人

事業名	当年度の事業計画	左の実績（進捗状況）
難病法に基づく事業	1　指定難病医療費助成制度 原因が不明で治療方法が確立されていない指定難病患者（３４８疾患）に対し、医療費の助成を行う。 2　難病相談事業 （1）難病対策地域協議会 難病患者への支援体制の整備について協議を行う。 （2）医療相談事業 専門医師等による療養生活などに対する個別相談・集団指導を実施する。 （3）訪問指導（診療）事業 ア　訪問相談員派遣事業 医療相談事業に参加できない要支援患者の療養上の悩み等に相談・指導を行うため保健師・看護師を派遣する。 イ　訪問指導事業 難病患者とその家族に対して、保健所保健師等による療養生活に関する訪問指導を実施する。 （4）窓口相談事業 （5）訪問相談員育成事業 3　在宅難病患者に対する災害対策	指定難病認定患者　　１，３３４人 ＊千葉県難病助成事務センター 保健所で受け付けていた指定難病、小児慢性特定疾病医療費に関する問い合わせや各種申請は、令和８年４月から同センターで受け付けることとなった。 協議会　令和９年１月～２月実施予定（災害をテーマに開催予定） 医療相談事業 [就労支援に関する講演会の配信]　夷隅保健所と合同開催 令和８年９月頃　配信予定 [神経難病の方の療養生活支援に関する講演会・交流会] 令和８年１２月末～令和９年２月末実施予定（集合形式） 講演や交流会を予定（病態栄養教室と共同開催） 訪問相談員派遣事業 訪問相談員の派遣（延）　３人 訪問指導事業 訪問指導件数（延）　　３５人 窓口面接件数（延）　　６６人 電話相談件数（延）　１０３人 訪問相談員育成事業 [難病患者支援者への災害対策についての講演会] 令和８年９月１０日（木）実施予定 講演「災害弱者への災害対策 ～個別避難計画作成におけるケアマネジャーの役割について～」 災害宅策 ・訪問及び面接相談時に、災害時の備えについて啓発 ・個別避難計画策定に向けて関係機関と連携 ・台風や津波等の災害のおそれがある場合、医療機器使用のある受給者に注意喚起や安否確認等を実施

２　栄養改善事業

課名　　地域保健課　（令和８年６月３０日現在）

事業名	当年度の事業計画	左の実績（進捗状況）
栄養改善・ 健康づくり事業	１　健康づくり事業 地域における健康づくり・栄養改善体制を整備するため、指導・調整会議及び地区組織の育成を行う。 (1) 指導・調整会議 ①地域における健康づくり推進事業 高血圧性疾患及び糖尿病の発症者が増加する壮年期の食生活改善を中心とした健康づくりを推進するため、健康づくり支援者研修会を実施する。 ②「健康ちば協力店」推進事業 ライフスタイルや食生活の多様化に伴い、外食や市販の弁当、総菜を利用する機会が増えている。このような状況を踏まえ、食を取り巻く環境整備として、県の健康課題である野菜摂取量の増加、減塩対策、受動喫煙防止対策について取り組む飲食店等を普及する。 ③食品に関する表示指導事業 地域住民が自らの健康を考えた食品選択ができるように食品業者等に対し食品表示基準等に係る指導や普及啓発を行う。	指導・調整会議 地域における健康づくり推進事業 健康づくり支援者研修会　　令和９年１月～２月実施予定 「健康ちば協力店」推進事業 管内協力店登録状況　　１店舗 普及啓発及び登録啓発（個別）　１店舗 （集団）　１３回実施　６８９名 県民への普及啓発　（集団）　０回実施 食品に関する表示指導事業 業者指導　相談（栄養成分表示）　実２件　延２件 相談（虚偽誇大広告）　実２件　延２件

課名　地域保健課　（令和８年６月３０日現在）

事業名	当年度の事業計画	左の実績（進捗状況）
	④管内栄養士会の育成 各職域に勤務する栄養士の資質の向上を図るとともに連携を深め、総合的な健康づくりに資するため管内栄養士会に対して指導・支援する。	管内栄養士会の育成 会議（総会・役員会）２回実施 研修会　１回実施　参加者５４人
	(2) 地区組織の育成 ① 食生活改善協議会等 管内の食生活改善推進員等の資質の向上と食生活改善地区組織間の連携を強化し、実践活動の推進が図れるよう支援する。	地区組織の育成 食生活改善協議会 地域別研修　１回　令和９年１月頃実施予定
	(3) 調査・研究 ①国民健康・栄養調査 国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために実施する。	調査・研究 国民健康・栄養調査　地区指定：無し
	②県民健康・栄養調査 県民の栄養摂取の実態等を明らかにし、県民の健康増進の総合的な推進を図るため「健康ちば２１(第３次)」の評価の基礎資料とする。	県民健康・栄養調査　令和８年の実施無し　＊調査年度ではないため
	２　広域的・専門的栄養指導 広域的又は専門的な知識と技術を必要とする病態別栄養指導を行う。 (1) 病態栄養教室 神経難病で療養している患者と家族に対して、食生活面からの病状安定と意欲的な生活が送れるよう集団指導を行う。	広域的・専門的栄養指導 病態栄養教室　令和８年１２月末～令和９年２月末実施予定 （集合形式） ※難病医療相談事業と共同開催 講話「安心・安全に食を楽しむためのポイント（仮）」

課名　　地域保健課　（令和８年６月３０日現在）

<table>
<tr><th>事業名</th><th>当年度の事業計画</th><th>左の実績（進捗状況）</th></tr>
<tr>
<td></td>
<td>3　給食施設指導
特定多数人に継続的に食事を提供している施設に対して、給食管理が強化できるよう指導を行う。

(1) 個別指導

①巡回施設指導
年間計画に基づき、個別巡回施設指導を実施する。
（病院は、医療機関立入検査として実施。）

(2) 集団指導
給食施設の管理者及び給食業務従事者に対して、適切な栄養管理と具体的な食品の取扱い方を通して、給食関係者の資質の向上が図れるよう研修会を行う。</td>
<td>給食施設指導

個別指導

巡回施設指導
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>施　設　数</th><th>指導予定施設</th><th>指導済施設</th></tr>
<tr><td>学　　校</td><td>１２</td><td>１２</td><td>１１</td></tr>
<tr><td>病　　院</td><td>１５</td><td>１５</td><td>０</td></tr>
<tr><td>介護老人保健施設</td><td>８</td><td>３</td><td>１</td></tr>
<tr><td>介護医療院</td><td>２</td><td>２</td><td>０</td></tr>
<tr><td>老人福祉施設</td><td>２０</td><td>１０</td><td>８</td></tr>
<tr><td>児童福祉施設</td><td>２７</td><td>２１</td><td>２</td></tr>
<tr><td>社会福祉施設</td><td>７</td><td>５</td><td>３</td></tr>
<tr><td>事　業　所</td><td>６</td><td>６</td><td>２</td></tr>
<tr><td>寄　宿　舎</td><td>１</td><td>１</td><td>１</td></tr>
<tr><td>自　衛　隊</td><td>２</td><td>２</td><td>０</td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td>２</td><td>２</td><td>２</td></tr>
<tr><td>計</td><td>１０２施設</td><td>７９</td><td>３０施設</td></tr>
</table>
集団指導
給食施設管理者・従事者研修会　１回実施
（令和８年６月２６日（金）～８月３１日（月）
YouTube「千葉県公式セミナーチャンネル」にて研修動画配信）

給食施設管理者研修会　　令和９年１月実施予定</td>
</tr>
</table>

事業名	当年度の事業計画	左の実績（進捗状況）
	4　調理師育成指導 調理師免許証の交付、「調理師による県民の食生活の向上に関する条例」で定める飲食店営業施設等への調理師の設置促進や講習の受講勧奨を行う。 ※令和８年度から調理師試験の願書受付事務を、（公社）調理技術技能センターに委託したため、保健所においては、願書配架と合格発表のみ実施。 (1) 免許取扱事務 (2) 「調理師による県民の食生活の向上に関する条例」の周知・啓発 5　市町村支援 市町の栄養改善・健康づくり事業を円滑に推進するために支援・指導を行う。 (1) 栄養改善・健康づくり事業の支援・指導	調理師育成指導 免許取扱事務 調理師免許（ 交付２件 ・ 書換交付１件 ・ 再交付６件 ） 調理師による県民の食生活の向上に関する条例関連事業 普及啓発（個別）　９人 （集団）１３回実施　延　６８９人 市町村支援 栄養改善・健康づくり事業の支援・指導 南房総市健康づくり推進協議会　出席予定（令和８年８月　４日（火）） 鴨川市健康づくり推進協議会　　出席予定（令和８年８月２６日（水））

３　精神保健福祉事業

課名　　地域保健課　　（令和８年６月３０日現在）

事業名	当年度の事業計画	左の実績（進捗状況）
精神保健福祉事業	１　精神障害者医療・福祉事業 法に基づく申請,通報等のあった人について、調査の上、精神保健指定医の診察を実施し,適正な医療及び保護を行う。	精神障害者医療・福祉事業 申請・通報・届出件数　　１件
	２　精神保健福祉相談事業 医療や社会参加等に関する相談及び訪問指導を実施する。	精神保健福祉相談事業 相談件数（延）　　２７件 訪問指導件数（延）　　５４件
	３　断酒学級 アルコール依存症者の回復に向けた講義とミーティングを実施する。	断酒学級 実施回数　　２回 参加者（延）　３人
	４　関係機関への技術支援及び連携強化 関係機関同士のネットワークの構築や、地域住民を対象とした啓発活動を実施する。	関係機関への技術支援及び連携強化 精神障害者個別支援会議　　２回 安房圏域精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築会議 令和９年２月開催予定 心の健康のつどい　令和８年１１月２９日開催予定 「あなたのこころ元気ですか」リーフレット配布　（３００部　再掲）

（３）地域福祉課

1　福祉事業

課名　　地域福祉課　　（令和８年６月３０日現在）

<table>
<tr><th>事業名</th><th>当年度の事業計画</th><th>左の実績（進捗状況）</th></tr>
<tr><td>地域福祉事業</td><td>1　中核地域生活支援センターへの支援
２４時間３６５日体制で福祉の総合相談を受ける中核地域生活支援センターを支援するため関係機関等で構成する連絡調整会議（部会）を開催する。

2　民生委員・児童委員（主任児童委員含む）の活動支援として、委員活動費と地区協議会交付金を人数に応じて支給する。</td><td>相談受付状況　９９７件（４月～６月分集計数）
内訳：高齢者　８９件　障害者　４９７件
児童　７４件　その他　３３７件
連絡調整会議　令和９年２月開催予定
障害者部会　１回実施

民生委員・児童委員数
定員３５２名（館山市 113 名　鴨川市 78 名　南房総市 135 名　鋸南町 26 名）
現員３４２名（館山市 104 名　鴨川市 78 名　南房総市 134 名　鋸南町 26 名）
委員活動費　令和８年１２月支給予定
地区協議会交付金　令和９年　３月支給予定</td></tr>
<tr><td>戦没者遺族及び戦傷病者等援護事業</td><td>1　戦没者遺族相談員を配置し、遺族等の援護を行う。</td><td>戦没者遺族相談員　４名（令和７年１０月１日委嘱）</td></tr>
<tr><td>児童福祉事業</td><td>1　父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給する。

2　家庭で介護されている障害のある児童の福祉の増進を図るため父母または養育者に特別児童扶養手当を支給する。</td><td>児童扶養手当受給者数内訳（鋸南町のみ）
<table>
<tr><th colspan="2">生別世帯</th><th rowspan="2">死別
世帯</th><th rowspan="2">未婚
世帯</th><th rowspan="2">障害者
世帯</th><th rowspan="2">遺棄
世帯</th><th rowspan="2">その他
の世帯</th><th rowspan="2">計</th></tr>
<tr><th>離婚</th><th>その他</th></tr>
<tr><td>３２</td><td>－</td><td>４</td><td>４</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>４０</td></tr>
</table>
手当額：第１子 48,050 円　第２子以降 11,350 円
（所得状況により全額支給停止、一部支給停止の制限あり）

特別児童扶養手当受給状況（管内４市町）
<table>
<tr><th rowspan="3">受給者数</th><th colspan="8">支給対象障害児数</th></tr>
<tr><th colspan="2">身体障害</th><th colspan="2">精神障害</th><th colspan="2">重複障害</th><th colspan="2">計</th></tr>
<tr><th>１級</th><th>２級</th><th>１級</th><th>２級</th><th>１級</th><th>２級</th><th>１級</th><th>２級</th></tr>
<tr><td>１４５</td><td>１８</td><td>１１</td><td>５８</td><td>６２</td><td>３</td><td>－</td><td>７９</td><td>７３</td></tr>
</table>
手当額：１級 58,450 円　２級 38,930 円（所得制限あり）</td></tr>
</table>

課名　　地域福祉課　　（令和８年６月３０日現在）

事業名	当年度の事業計画	左の実績（進捗状況）
	3　児童及び家庭問題の相談や児童の健全育成推進のため非行防止、児童虐待、家庭崩壊の調整等の相談活動に当たる。	相談等実施状況 相談種別／相談経路：家庭・親戚等／学校・市町村等／その他／合計 家族関係　虐待：－／4／－／4 家族関係　その他：－／－／－／－ 非行：－／－／－／－ 学校・生活等：－／３３／－／３３ その他：－／－／－／－ 合計：－／３７／－／３７
	4　管内４市町の児童手当支給事務について、隔年で監査を実施している。	鴨川市、南房総市　　令和９年１月実施予定
母子福祉事業	1　母子及び父子家庭または寡婦の経済的自立と生活意欲の向上及びその児童の福祉の推進を図るため各種福祉資金の貸付けを行うとともに生活全般の相談、就労支援を行う。	母子父子寡婦福祉資金貸付決定状況　（単位：千円） 事業開始／事業継続／修学／技能習得／修業／就職支度／医療介護／生活／住宅／転宅／就学支度／結婚 －／－／5,208／－／－／－／－／－／－／－／－／－
ＤＶ被害者支援事業	1　配偶者暴力相談支援センターとして、女性相談支援員を配置し、被害女性の相談、情報提供、支援を行う。	相談等実施状況 総相談件数（総数／うちＤＶ／内閣府報告分）／来所相談件数（総数／うちＤＶ／内閣府報告分）／電話相談件数（総数／うちＤＶ／内閣府報告分）／書面提出件数／通報件数 7／7／7／3／3／3／4／4／4／0／0 ※内閣府報告分は、ＤＶ被害者本人からの相談件数

課名　　地域福祉課　　（令和８年６月３０日現在）

<table>
<tr><th>事業名</th><th>当年度の事業計画</th><th>左の実績（進捗状況）</th></tr>
<tr><td>老人福祉事業</td><td>１　老人福祉施設入所者法外援護給付金支給事業
養護老人ホーム入所者で、無年金や低額の年金受給者等に対し支給する。

２　老人の日記念事業
満 100 歳を迎える高齢者の方々に対し、長寿を祝福することを目的に、内閣総理大臣からの祝状、記念品（銀杯）を贈呈する。</td><td>老人福祉施設入所者法外援護給付金支給状況
令和７年度実績　実人員　１３人
支給額　６５８，０００円
※令和８年度　４～７月分を８月に支給予定

百歳高齢者数　館山市　３８人
鴨川市　２７人
南房総市　３９人
鋸南町　５人
計　１０９人</td></tr>
<tr><td>障害者（児）福祉事業</td><td>１　特別障害者（児）手当支給事業
重度の障害により日常生活で常時の介護を要する児・者に手当を支給する。

２　在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業補助金交付事務

３　重度身体障害者日常生活用具取付費助成事業補助金交付事務

４　広域専門指導員が「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき相談を行う。</td><td>特別障害者（児）手当支給状況（鋸南町のみ）
<table><tr><th></th><th>支給月額（円）</th><th>受給者数</th><th>支給額（円）</th></tr><tr><td>特別障害者手当</td><td>３０，４５０</td><td>６人</td><td>５３７，７８０</td></tr><tr><td>障害児福祉手当</td><td>１６，５６０</td><td>２人</td><td>９７，５２０</td></tr><tr><td>合　計</td><td></td><td>８人</td><td>６３５，３００</td></tr></table>
令和７年度実績　対象者　１３５人
補助額　６，６６９，１５０円

令和７年度実績なし

差別等相談件数　実数　１件　延数　６件
その他の相談件数　実数　４件　延数　１７件</td></tr>
</table>

２　生活保護関係

課名　　地域福祉課　　（令和８年６月３０日現在）

<table>
<tr><th>事業名</th><th>当年度の事業計画</th><th>左の実績（進捗状況）</th></tr>
<tr><td>生活困窮者自立支援事業</td><td>鋸南町を対象として生活困窮者自立支援法に基づき生活保護に至る前の段階で自立の促進を図る。

１　自立相談支援事業・支援調整会議
自立相談支援機関が相談を受け、自立へ向けた支援計画を作成し、関係者で構成する支援調整会議で支援計画を協議、検証するとともに、関係者の役割を調整する。

２　住居確保給付金事業
生活保護基準により給付事務を行う。</td><td>自立相談支援事業は、県が中核地域生活支援センターひだまりに業務委託

自立相談支援事業
新規相談受理件数　　３件
継続支援件数　　１２件
支援調整会議
年間計画１２回　　３回開催（４月～６月）

住居確保給付金の状況　　０件</td></tr>
<tr><td>生活保護事業</td><td>１　鋸南町の生活保護法による保護事務を実施している。

生活保護法は,憲法第２５条に規定する「国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」の理念に基づき,生活に困窮する全ての国民に対し、困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。

当年度の生活保護事業においても、町、民生委員、ケアマネージャー、指定医療機関等との連携を密にし、十分な協力関係を保ち、保護事務の適切かつ円滑な推進を図る。</td><td>被保護世帯・人員・保護率の推移
<table><tr><th>年度</th><th>管内人口（人）</th><th>被保護世帯数（世帯）</th><th>被保護人員（人）</th><th>保護率（‰）</th></tr><tr><td>６年度（平均値）</td><td>６，７２６</td><td>５８</td><td>６３</td><td>９．３６</td></tr><tr><td>７年度（平均値）</td><td>６，６００</td><td>５８</td><td>６２</td><td>９．３９</td></tr><tr><td>８年度４～６月（平均値）</td><td>６，４９９</td><td>６１</td><td>６４</td><td>９．８４</td></tr></table>
保護の開始・廃止等の推移　　（単位：件）
<table><tr><th></th><th>６年度</th><th>７年度</th><th>８年度（４～６月）</th></tr><tr><td>面接相談件数</td><td>１６</td><td>１４</td><td>１０</td></tr><tr><td>申請件数</td><td>９</td><td>１１</td><td>７</td></tr><tr><td>開始件数</td><td>７</td><td>８</td><td>６</td></tr><tr><td>廃止件数</td><td>１０</td><td>８</td><td>２</td></tr></table></td></tr>
</table>

課名　　地域福祉課　　（令和８年６月３０日現在）

事業名	当年度の事業計画	左の実績（進捗状況）
	２　平成２５年の生活扶助基準の見直しに関する最高裁判決を踏まえ、平成２５年８月から令和８年３月までの間に安房健康福祉センターから生活保護を受給されていた世帯（保護廃止世帯を含む）を対象に、追加給付を行う。 対象となる世帯 ・平成２５年８月から平成３０年９月までの間に生活保護を受給したことがあるすべての世帯 ・平成３０年１０月から令和８年３月までの間に生活保護を受給したことがある世帯のうち、一定期間入院・入所していた方、障害のある方で加算が算定されていた方や、毎年１２月に支給される期末一時扶助が算定された世帯 ※なお、対象世帯の中で死亡した世帯主及び世帯員分は支給対象外となる。	追加給付対象世帯 保護受給中　　５２世帯 保護廃止　　４３世帯 追加給付支給状況 令和８年８月３１日支給予定 内訳　保護受給中５１世帯　　支給額１，７２７，１４０円

（４）健康生活支援課

1　疾病対策

課名　健康生活支援課（令和８年６月３０日現在）

事業名	当年度の事業計画	左の実績（進捗状況）
結核予防事業	1　患者管理 （1）患者の個別支援 感染症法に基づき、結核患者に対する公費負担事務を行うとともに、確実な治療完遂のため服薬支援を行う	登録者の状況 登録者数（令和８年６月３０日時点）　４３名 新登録者数　１３名（活動性結核　５名、潜在性結核感染症　８名） 公費負担 入院患者に対する公費負担（法第37条）申請件数　２件 一般患者に対する公費負担（法第37条の2）申請件数　１４件 服薬支援 院内面接　９件、訪問　７４件、面接　１件、電話　８件
	（2）管理検診の実施 治療終了者に対して６か月ごとの胸部エックス線撮影を行い、再発の防止に努める	管理検診実施状況　対象者　２１名　受診者　５名
	2　接触者健診の実施 結核患者と接触した者を対象に健康診断を実施し、感染源や感染経路を調査するとともに、新たな感染者や発病者を早期発見する	接触者健診実施状況 （家族健診）　対象者　４名　受診者　４名 （職場健診）　対象者　２５名　受診者　２５名
	3　地域DOTSの推進 医療機関と連携し、治療開始から終了に至るまでの患者に対する服薬支援を切れ目なく行う	DOTS会議の開催　（場所：亀田総合病院） 令和８年６月４日実施 （令和８年６月、９月、１２月、令和９年３月実施予定）

課名　健康生活支援課（令和８年６月３０日現在）

<table>
<tr><th>事 業 名</th><th>当 年 度 の 事 業 計 画</th><th>左 の 実 績（進 捗 状 況）</th></tr>
<tr><td>感染症予防事業</td><td>1　感染症発生時の対応
　医師から感染症の発生届を受理した際、速やかに積極的疫学調査を実施し、感染の拡大防止を図る

2　平常時の対応
　管内の定点医療機関における感染症患者数を調査し、千葉県感染症情報センターにその結果を報告するとともに、感染症情報をメールマガジン形式で、定期的に管内の医療機関、市町、関係施設等に情報提供する
　また、講習会の開催など予防啓発に努める
（１） 感染症発生動向調査

（２） メールマガジンによる感染症情報の配信

（３） 研修会の開催

（４） 患者搬送訓練</td><td>感染症発生状況
<table><tr><th>感染症類型</th><th>疾病名</th><th>件数</th></tr><tr><td rowspan="4">四類</td><td>エムポックス</td><td>1件</td></tr><tr><td>つつが虫病</td><td>1件</td></tr><tr><td>日本紅斑熱</td><td>17件</td></tr><tr><td>レジオネラ症</td><td>2件</td></tr><tr><td rowspan="8">五類</td><td>カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症</td><td>2件</td></tr><tr><td>劇症型溶血性レンサ球菌感染症</td><td>1件</td></tr><tr><td>侵襲性肺炎球菌感染症</td><td>3件</td></tr><tr><td>水痘（入院例）</td><td>1件</td></tr><tr><td>梅毒</td><td>1件</td></tr><tr><td>破傷風</td><td>1件</td></tr><tr><td>麻しん</td><td>1件</td></tr></table>
感染症発生動向調査事業
　定点医療機関数：インフルエンザ（６）、小児科（４）、
　　眼科（１）、性感染症（１）、基幹（１）

メールマガジン（あわっと感染症情報）
　毎週金曜日にメール配信
　配信先：２５２か所（医療機関、市町、関係施設等）

感染症対策研修会
　保育・児童養護施設等向け　令和８年８月５日実施
　医療機関向け　令和８年９月１０日実施

感染症指定医療機関（南房総市立富山国保病院）と連携した患者搬送訓練
　令和８年１０月２７日実施予定</td></tr>
</table>

課名　健康生活支援課（令和８年６月３０日現在）

<table>
<tr><th>事 業 名</th><th>当 年 度 の 事 業 計 画</th><th>左 の 実 績（進 捗 状 況）</th></tr>
<tr><td>エイズ・性感染症
対策事業</td><td>１　検査・相談
HIV・性感染症を早期に発見し、治療につなげるため、無料・匿名の検査を定期的に実施する

２　予防啓発
中高生に正しい知識を普及するため講習会を開催するとともに、世界エイズデーに合わせて予防啓発を行う</td><td>検査の実施状況
毎月２回（第１・第３月曜日）
事前予約制

<table><tr><th>検査項目</th><th>受検者数</th><th>陽性者数</th></tr><tr><td>HIV</td><td>8</td><td>0</td></tr><tr><td>梅毒</td><td>8</td><td>0</td></tr><tr><td>B型肝炎</td><td>8</td><td>0</td></tr><tr><td>C型肝炎</td><td>8</td><td>0</td></tr><tr><td>クラミジア</td><td>8</td><td>0</td></tr><tr><td>淋菌</td><td>8</td><td>0</td></tr></table>
相談件数　１１件（電話２件、来所９件）

啓発の実施状況
（１）管内希望校への外部講師派遣授業　　５回開催予定
（２）学校指導者向け講習会
令和８年８月３日開催（鴨川市立長狭中学校）
（３）学校指導者向け公開授業
令和８年９月８日開催予定（鴨川市立鴨川中学校）
（４）ポスター掲示、啓発資材の配布
（管内市町、中学校、高等学校等）
（５）広報
（あわっと感染症情報、ホームページ）</td></tr>
<tr><td>原爆被爆者対策事業</td><td>原爆被爆者の健康増進を図るため健康診断を実施する</td><td>手帳保有者数　７名
健康診断
① 令和８年６月１２日実施（受診者１名）
② 令和８年１２月実施予定</td></tr>
</table>

２　食品衛生

課名　健康生活支援課（令和８年６月３０日現在）

事業名	当年度の事業計画	左の実績（進捗状況）
食品衛生事業	１　食品営業施設の許認可事務 　食品衛生法に基づき、食品取扱施設について、許可や届出等の事務を行う	食品営業施設数 　許可施設数　３，２０６件 　届出施設数　１，２１１件 許認可件数 　新規許可施設数　１２２件 　新規届出施設数　２８件 　廃止施設数（許可業種１５３件・届出業種４件）　１５７件
	２　食品営業施設の監視指導 　食品による健康被害を未然に防止するため、食品機動監視課と連携して、食品営業施設に対する監視指導を行うとともに、管内に流通する食品の検査を実施する	監視件数 　許可施設数　１４２件 　届出施設数　１２件 流通食品の検査 　県産水産物（岩かき）　１件（違反なし） 　輸入食品（輸入ナッツ、輸入乾燥果実）　４件（違反なし）
	３　食中毒予防対策 　食品営業者等に対して衛生教育を行うとともに、食中毒の予防啓発を行う	衛生講習会の開催　２１回　受講者　１，１１７名 食中毒注意報・警報の発令 　食中毒注意報　令和８年６月１日から警報発令日まで 　※食中毒警報等発令要領第４項で以下のいずれかの項目を満たした場合に食中毒警報を発令する 　（１）真夏日が３日以上継続した場合 　（２）健康福祉部長が必要と認めた場合 広報啓発 　地域誌、ホームページ、管内市町の広報誌 食中毒の発生　１件

３　狂犬病予防・動物愛護管理

課名　健康生活支援課（令和８年６月３０日現在）

事業名	当年度の事業計画	左の実績（進捗状況）
狂犬病予防事業	市町、警察と連携し、逸走犬、放し飼い犬等の保護・捕獲を行い、犬に起因する危害の発生を防止する	捕獲頭数　６頭 返還頭数　３頭 こう傷届数　１件
動物愛護管理事業	犬猫の飼い方に関する個別相談や、「動物の正しい飼い方推進月間」、「動物による危害防止対策強化月間」などの機会を通じて、動物愛護及び適正飼養の普及啓発を行う	個別相談 犬（捕獲依頼、鳴き声等）　２２件 猫（野良猫の増加、糞尿等）　９５件 引取り頭数　犬　１頭、猫　０頭 負傷動物の保護　犬　０頭、猫　４頭 動物の正しい飼い方推進月間（６月１日から６月３０日まで） 広報活動（管内市町、教育委員会） 大型犬飼養実態調査、多頭飼養届出施設の調査
	第一種動物取扱業の登録及び第二種動物取扱業の届出に基づく指導を行うとともに、動物取扱責任者に対する研修会を開催する	第一種動物取扱業登録数　１０５件 第二種動物取扱業届出数　７件 動物取扱責任者研修 令和８年１２月から令和９年１月に実施予定

４　環境衛生

課名　健康生活支援課（令和８年６月３０日現在）

<table>
<tr><th>事業名</th><th>当年度の事業計画</th><th>左の実績（進捗状況）</th></tr>
<tr><td>環境衛生事業</td><td>１　生活衛生関係営業施設の許認可事務及び立入検査
生活衛生関係営業施設（興行場、旅館、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所）の衛生確保及び自主管理を適正に行われるよう監視指導を行う</td><td>生活衛生関係営業施設数　１，３６３施設
新規許可等施設数　１８施設
立入検査件数　１０９施設

<table>
<tr><th>施設別</th><th>施設数</th><th>許可</th><th>廃止</th><th>立入検査件数</th></tr>
<tr><td>興行場</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>旅館業</td><td>777</td><td>15</td><td>5</td><td>100</td></tr>
<tr><td>公衆浴場</td><td>85</td><td>0</td><td>0</td><td>8</td></tr>
<tr><td>理容所</td><td>157</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>美容所</td><td>288</td><td>3</td><td>4</td><td>1</td></tr>
<tr><td>クリーニング所</td><td>54</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td></tr>
<tr><td>計</td><td>1,363</td><td>18</td><td>10</td><td>109</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td></td><td>２　衛生講習会
施設における適切な衛生管理の実施を目的として講習会を開催する</td><td>理容所衛生講習会（令和８年９月実施予定）
美容所衛生講習会（令和８年４月１４日及び２８日　受講者５５名）</td></tr>
<tr><td></td><td>３　遊泳用プールの施設調査
プール施設の衛生確保及び水質管理が適切に行われるよう立入指導を行う</td><td>遊泳用プール施設数　３０施設
施設調査数　０施設（令和８年７月及び８月実施予定）</td></tr>
<tr><td></td><td>４　温泉利用施設の許認可及び立入検査
温泉利用施設の衛生確保及び水質管理が適切に行われるよう立入指導を行う</td><td>温泉利用施設数　１３７施設
新規許可施設数　２施設
立入検査件数　１３施設</td></tr>
</table>

（５）検査課

課名　検査課　（令和８年６月３０日現在）

事業名	当年度の事業計画	左の実績（進捗状況）
試験検査事業	１臨床検査 (1)エイズ・性感染症予防対策事業に伴う検査 ・ＨＩＶ抗体検査 ・梅毒抗体検査 (2)ウイルス性肝炎対策事業に伴う検査 ・Ｂ型肝炎検査 ・Ｃ型肝炎検査 (3)原爆被爆者対策に伴う検査 ・尿検査 (4)結核予防事業に伴う検査 (5)その他 ・寄生虫卵検査等 ２食品衛生検査 (1)食品衛生法に基づく食品の収去検査等に伴う検査	１　臨床検査　（件） ２　食品衛生検査 (1)食品の収去検査等に伴う検査実施件数　（件）

１　臨床検査　（件）

検査項目		令和８年度（６月末現在）	令和７年度
(1)エイズ・性感染症	ＨＩＶ抗体検査	8	36
	梅毒抗体検査	8	37
(2)肝炎	Ｂ型肝炎ウイルス抗原検査	8	37
	Ｃ型肝炎ウイルス抗体検査	8	37
(3)原爆被爆者健診	尿検査	1	4
(4)結核菌検査	結核菌塗抹検査	－	－
	結核菌培養検査	－	－
(5)その他	寄生虫卵（蟯虫卵）検査	－	－
計		33	151

２　食品衛生検査

(1)食品の収去検査等に伴う検査実施件数　（件）

検査項目		令和８年度（６月末現在）	令和７年度
検体数		56	168
検査項目内訳	細菌数（生菌数）	56	168
	大腸菌群	56	161
	大腸菌	－	7
	黄色ブドウ球菌	56	140
	サルモネラ属菌	50	121
	カンピロバクター	5	17
	腸炎ビブリオ	12	28
	腸炎ビブリオ最確数	－	10
	腸管出血性大腸菌Ｏ157	38	113
	乳化学検査（脂肪分、無脂乳固形分、比重、酸度）	－	3
計		273	768

課名　検査課　（令和８年６月３０日現在）

事業名	当年度の事業計画	左の実績（進捗状況）
試験検査事業	3　健康危機管理検査 (1)感染症発生に伴う検査 (2)食中毒及び苦情食品等の検査 (3)平常時対策としての腸内細菌検査 4　精度管理 食品衛生検査業務の信頼性を確保するため、内部精度管理の実施及び外部精度管理調査の受験	3　健康危機管理検査 (1)感染症発生に伴う検査　（件） (2)食中毒及び苦情食品等の検査　（件） (3)平常時対策としての腸内細菌検査　（件） 4　精度管理事業

(1)感染症発生に伴う検査　（件）

検査項目	令和８年度（６月末現在）	令和７年度
腸管出血性大腸菌O157	－	－
腸管出血性大腸菌O26	－	－
腸管出血性大腸菌型別不明	－	1
赤痢菌	－	－
チフス菌	－	－
計	－	1

(2)食中毒及び苦情食品等の検査　（件）

検体種類	令和８年度（６月末現在）		令和７年度	
	検体数	項目数	検体数	項目数
食品	－	－	－	－
便	7	161	148	1,364
拭取り	－	－	12	240
計	7	161	160	1,604

(3)平常時対策としての腸内細菌検査　（件）

検査項目	令和８年度（６月末現在）	令和７年度
腸管出血性大腸菌O157	423	1,620
赤痢菌・チフス菌・パラチフスＡ菌	385	1,418
計	808	3,038

4　精度管理事業

実施回数	令和８年度（６月末現在）	令和７年度
内部精度管理	32	103
外部精度管理	4	19

（６）食品機動監視課

課名　食品機動監視課　（令和８年６月３０日現在）

事業名	当年度の事業計画	左の実績（進捗状況）
食品衛生対策事業	食品による事故防止対策の推進 (1)監視指導 千葉県食品衛生監視指導計画に基づき、健康生活支援課、鴨川地域保健センターと連携して、食品の製造･販売を行う食品関連事業者及び特定給食施設等に対して監視指導を実施する。 また、食中毒の発生しやすい夏期及び食品の流通が多くなる年末には大規模小売店や観光関連施設等の監視指導を強化する。	食品営業施設　許可施設数　３,２０６件 届出施設数　１,２１１件 計　４,４１７件 監視件数　許可施設数　１３９件 届出施設数　３７件 計　１７６件
	(2)衛生教育 食品製造施設及び給食施設等の食品関係従事者等に対し衛生教育を実施し、自主衛生管理を推進する。	講習会等開催　食品営業関係従事者　０回　０人 給食施設従事者　１回　（※）０人 消費者　０回　０人 計　０回　０人 （※）YouTube「千葉県公式セミナーチャンネル」にて研修動画配信
	(3)食中毒等健康危害発生時の対応 食中毒が発生した場合には、迅速かつ適切に調査及び原因究明を行い、危害の拡大を防止する。	食中毒警報等発令　食中毒注意報　令和８年６月１日（月）～継続中 食中毒警報
	(4)食品の収去検査 管内流通食品について、食品衛生法及び食品表示法に基づく規格基準検査等を実施し、違反食品の排除に努める。 さらに、管内で製造される食品、給食施設や宿泊施設の調理品について収去検査を実施し、施設の衛生管理の強化を図ることで食品による健康被害を未然に防止する。	収去検査件数　検体数　８４件 検査項目数　３９７件

許可を要する食品営業施設・監視等の状況

課名　食品機動監視課　（令和8年6月30日現在）　（単位：件）

区分＼保健所	安房 施設数					安房 監視件数						安房 違反件数	合計 施設数	合計 監視件数			合計 違反件数	合計 指導票交付件数	合計 処分件数					合計 口頭説諭	備考
	卸売市場	大規模小売店舗	特定給食施設	監視課の所掌（左記を除く）	計	卸売市場	大規模小売店舗	特定給食施設	監視課の所掌（左記を除く）	健康生活支援課の所掌	計		監視課の所掌	監視課の所掌	健康生活支援課の所掌	計			告発	営業停止命令	改善命令	物品廃棄命令	その他		
施設数	14	6	27	14	61																				
令和8年度	14	51	27	745	837	－	－	13	77	49	139	－	837	90	49	139	－	－	－	－	－	－	－	－	
飲食店営業 一般食堂・レストラン等	－	3	27	3	33	－	－	12	1	15	28	－	33	13	15	28	－	－	－	－	－	－	－	－	
飲食店営業 仕出し屋・弁当	－	14	－	2	16	－	－	1	－	8	9	－	16	1	8	9	－	－	－	－	－	－	－	－	
飲食店営業 旅館	－	－	－	9	9	－	－	－	22	2	24	－	9	22	2	24	－	－	－	－	－	－	－	－	
飲食店営業 その他	－	12	－	－	12	－	－	－	－	20	20	－	12	－	20	20	－	－	－	－	－	－	－	－	
飲食店営業 小計	－	29	27	14	70	－	－	13	23	45	81	－	70	36	45	81	－	－	－	－	－	－	－	－	
菓子（パンを含む）製造業	－	7	－	269	276	－	－	－	10	－	10	－	276	10	－	10	－	－	－	－	－	－	－	－	
乳処理業	－	－	－	5	5	－	－	－	1	－	1	－	5	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	
特別牛乳さく取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
乳製品製造業	－	－	－	7	7	－	－	－	－	－	－	－	7	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
集乳業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
魚介類販売業	－	7	－	－	7	－	－	－	1	3	4	－	7	1	3	4	－	－	－	－	－	－	－	－	
魚介類せり売営業	14	－	－	－	14	－	－	－	－	－	－	－	14	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
魚肉ねり製品製造業	－	－	－	2	2	－	－	－	1	－	1	－	2	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	
食品の冷凍又は冷蔵業	－	－	－	5	5	－	－	－	2	－	2	－	5	2	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	
かん詰又はびん詰食品製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
喫茶店営業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
あん類製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
アイスクリーム類製造業	－	－	－	13	13	－	－	－	1	－	1	－	13	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	
食肉処理業	－	1	－	13	14	－	－	－	－	－	－	－	14	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
食肉販売業	－	7	－	－	7	－	－	－	－	1	1	－	7	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	
食肉製品製造業	－	－	－	5	5	－	－	－	1	－	1	－	5	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	
乳酸菌飲料製造業	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
食用油脂製造業	－	－	－	2	2	－	－	－	－	－	－	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
マーガリン又はショートニング製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
みそ製造業	－	－	－	1	1	－	－	－	1	－	1	－	1	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	
醤油製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
ソース類製造業	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
酒類製造業	－	－	－	11	11	－	－	－	2	－	2	－	11	2	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	
豆腐製造業	－	－	－	7	7	－	－	－	4	－	4	－	7	4	－	4	－	－	－	－	－	－	－	－	
納豆製造業	－	－	－	2	2	－	－	－	－	－	－	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
めん類製造業	－	－	－	10	10	－	－	－	2	－	2	－	10	2	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	
そうざい製造業	－	－	－	149	149	－	－	－	12	－	12	－	149	12	－	12	－	－	－	－	－	－	－	－	
添加物製造業	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
食品の放射線照射業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
清涼飲料水製造業	－	－	－	5	5	－	－	－	－	－	－	－	5	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
氷雪製造業	－	－	－	9	9	－	－	－	－	－	－	－	9	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
調理機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
水産製品製造業	－	－	－	81	81	－	－	－	7	－	7	－	81	7	－	7	－	－	－	－	－	－	－	－	
液卵製造業	－	－	－	2	2	－	－	－	－	－	－	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
みそ又はしょうゆ製造業	－	－	－	17	17	－	－	－	－	－	－	－	17	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
複合型そうざい製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
冷凍食品製造業	－	－	－	6	6	－	－	－	1	－	1	－	6	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	
複合型冷凍食品製造業	－	－	－	1	1	－	－	－	1	－	1	－	1	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	
漬物製造業	－	－	－	87	87	－	－	－	7	－	7	－	87	7	－	7	－	－	－	－	－	－	－	－	
密封包装食品製造業	－	－	－	11	11	－	－	－	－	－	－	－	11	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
食品の小分け業	－	－	－	8	8	－	－	－	－	－	－	－	8	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	

届出を要する食品営業施設・監視等の状況

課名　食品機動監視課　（令和8年6月30日現在）　(単位：件)

区分＼保健所 / 業種	安房保健所 施設数					安房保健所 監視件数						違反件数	合計 施設数	合計 監視件数			違反件数	指導票交付件数	合計 処分件数					口頭説諭	備考
	卸売市場	大規模小売店舗	特定給食施設	監視課の所掌（左記を除く）	計	卸売市場	大規模小売店舗	特定給食施設	監視課の所掌（左記を除く）	健康生活支援課の所掌	計		監視課の所掌	監視課の所掌	健康生活支援課の所掌	計			告発	営業停止命令	改善命令	物品廃棄命令	その他		
令和8年度	－	12	34	4	50	－	－	13	1	23	37	－	50	14	23	37	－	－	－	－	－	－	－	－	
魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	1	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	
食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
乳類販売業	－	1	－	2	3	－	－	－	－	4	4	－	3	－	4	4	－	－	－	－	－	－	－	－	
氷雪販売業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
弁当販売業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
野菜果物販売業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
米穀類販売業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
通信販売・訪問販売による販売業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
コンビニエンスストア	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
百貨店、総合スーパー	－	10	－	－	10	－	－	－	－	2	2	－	10	－	2	2	－	－	－	－	－	－	－	－	
自動販売機による販売業（5コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
その他の食料・飲料販売業	－	1	－	1	2	－	－	－	－	9	9	－	2	－	9	9	－	－	－	－	－	－	－	－	
添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
いわゆる健康食品の製造・加工業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
農産保存食料品製造・加工業	－	－	－	－	－	－	－	－	1	3	4	－	－	1	3	4	－	－	－	－	－	－	－	－	
調味料製造・加工業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
糖類製造・加工業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
精穀・製粉業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
製茶業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
海藻製造・加工業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
卵選別包装業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
その他の食料品製造・加工業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
行商	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
集団給食施設	－	－	34	－	34	－	－	13	－	4	17	－	34	13	4	17	－	－	－	－	－	－	－	－	
器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	

収去試験結果の概要

課名　食品機動監視課　（令和8年6月30日現在）

収去品目＼区分	安房保健所 検査数 検査検体数	安房保健所 検査数 検査項目数	安房保健所 違反検体数	処分状況 成分規格違反	処分状況 添加物使用基準違反	処分状況 その他	他機関への通知	物品関連 廃棄	物品関連 再生転用	物品関連 返品回収	物品関連 その他	備考
令和8年度	84	397	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
魚介類	12	60	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
冷凍食品 無加熱摂取冷凍食品	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
冷凍食品 凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
冷凍食品 凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
冷凍食品 生食用冷凍魚介類	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
魚介類加工品（かん詰・びん詰を除く）	9	81	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
肉・卵類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
乳製品	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
乳類加工品（アイスクリーム類を除きマーガリンを含む）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
アイスクリーム類・氷菓	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
穀類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く）	7	35	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
野菜類・果物及びその加工品（かん詰・びん詰を除く）	14	18	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
菓子類	12	48	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
清涼飲料水	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
酒精飲料	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
氷雪	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
水	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
缶詰・びん詰食品	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
その他の食品	30	155	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
添加物 化学的合成品及びその製剤	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
添加物 その他の添加物	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
器具及び容器包装	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
おもちゃ	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
乳	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	